

旭川商工会議所中小企業経営者表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、旭川商工会議所（以下、商工会議所という。）が中小企業経営者に対して行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とし、商工会議所議員（2名）の推せんに基づいて審査のうえ表彰する。

- (1) 多年に亘り事業に精励し、その業績が顕著であり産業の発達および業界の進展に寄与し中小企業者の模範とするに足る者
- (2) 特に有効なる発明考案をなし業績の伸長に資し、業界の進展に寄与せることを認められる者
- (3) 多年に亘り事業に精励し、その業績が顕著で業界の進展に寄与し、社会奉仕、子弟の教育その他によって社会人の亀鑑と認められる者

2 前項各号の表彰選考基準は、別記に定めるところによる。

(表彰の審査および決定)

第3条 表彰は、総務委員会が審査のうえ常議員会の議を経て決定し、会頭がこれを行なう。

(表彰の方法)

第4条 表彰の方法は、表彰状および記念品を贈呈する。

(中小企業経営者の定義)

第5条 この規程における中小企業経営者とは、中小企業基本法で明示する経営規模の範囲内での経営者ならびに同族会社の役員を含むものとする。

付 則 この規程は、昭和41年1月5日から実施する。

旭川商工会議所中小企業経営者表彰選考基準

(1) 規程第2条第1項表彰

- ア 当該事業所が市内において継続して20年以上事業を行なっていること。
- イ 同業組合（任意組合を含む）あるいは団体において10年以上役員（理事以上）についていること。
- ウ 年齢は満60才以上であること。

(2) 規程第2条第2項表彰

- ア 特許庁において公示された発明特許等であること。
- イ その発明考案が事業化され業績が伸長し業界の進展に貢献した事例が明確であること。

(3) 規程第2条第3項表彰

- ア 当該事業所が市内において継続して20年以上事業を行なっていること。
- イ 各種の社会奉仕の事例が明確でかつ、その奉仕活動が他に抜きん出ていること。
- ウ 配偶者亡きあと、継続して事業を経営伸展し、その間子弟の教育に献身努力し実効を挙げたこと。
- エ 年齢は満60才以上であること。

(4) その他

- ア 過去に刑事罰がないこと。
- イ 倒産の事例がないこと。
- ウ 5年以上商工会議所の会員として事業活動に協力があること。

(注意事項)

- 1 推薦は規程に基づき上記基準に該当する者とします。
- 2 推薦は規程により当所議員を通じてお願いします。
- 3 別紙推薦書に写真を添付して提出願います。
- 4 年齢の算定基準日：令和8年12月31日